

船舶事故調査報告書

平成25年2月7日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	不明（平成24年4月21日（土） 10時ごろ～10時30分ごろの間の本船目撃時刻～21時58分ごろの間）
発生場所	和歌山県和歌山市沖ノ島南東岸 和歌山市所在の田倉埼灯台から真方位295° 2.4海里（M）付近 （概位 北緯34° 16.9′ 東経135° 01.1′）
事故調査の経過	平成24年4月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	モーターボート <small>サン</small> ST-GERMAIN- <small>ナナ</small> Ⅶ、4.3トン 250-53963兵庫、三井住友ファイナンス&リース株式会社 7.86m（Lr）×2.86m×1.05m、軽合金 ディーゼル機関2基、248kW（合計）、平成21年3月
乗組員等に関する情報	船長 男性 63歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成7年5月8日 免許証交付日 平成22年3月9日 （平成27年5月7日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	全損
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、平成24年4月21日08時ごろ～08時30分ごろの間、兵庫県洲本市所在のマリーナ（以下「本件マリーナ」という。）を出航し、洲本市東方沖の友ヶ島水道由良瀬戸付近へ釣りに向かった。 本件マリーナに所属する釣り仲間の船長は、09時ごろ～09時30分ごろの間、船長と釣果について無線で交信したのち、10時ごろ～10時30分ごろの間、本件マリーナに向けて由良瀬戸を北西進中、船尾方で北西進中の本船が、急に針路を変えて南東進するのを目撃したが、船長の状況については分からなかった。 本件マリーナのハーバーマスターは、ふだんは本船が14時ごろ～15時ごろには帰航していたものの、15時を過ぎても帰航せず、ま

た、由良瀬戸付近の天候が悪化してきたため、船長と携帯電話及び無線で何度か連絡を取ろうとしたが、つながらなかった。

本件マリーナのハーバーマスターは、船長の親族に船長の動静を聞いたり、和歌山市所在のマリーナへ本船入港の有無を確認したりしたが、所在が不明であったため、17時ごろ本件マリーナ所有の救助艇に乗り組み、本船の捜索に向かったものの、本船を発見することができなかつたので、本件マリーナに海上保安庁へ通報するよう依頼した。

本船は、21時58分ごろ海上保安庁により沖ノ島南東岸の岩場に船首を北東方に向けて乗り揚げている状態で発見され、また、船長は、22時33分ごろ、本船のキャビン内で頭部を船首方に向けて左半身を下にした状態で発見されたが、既に死後硬直が始まっていた。

船長は、22日03時08分ごろ警備救難艇に収容されたのち、和歌山下津港へ運ばれ、病院において、死因は急性虚血性心疾患であり、死亡推定時刻は21日11時ごろと検案された。

本船は、後日、起重機台船上に吊り上げられ、本件マリーナへ運搬された。

気象・海象

(1) 気象

① 警報、注意報の発表状況

4月21日09時29分、洲本市に強風注意報及び波浪注意報が発表された。

② 気象観測値

本事故発生場所の西方約1.6kmに位置する和歌山市所在の友ヶ島地域気象観測所の観測値は、次のとおりであった。

時刻 (時:分)	10分間平均		最大瞬間		気温 (°C)
	風向	風速 (m/s)	風向	風速 (m/s)	
08:00	N	1.0	N	2.3	13.9
10:00	N	2.8	N	3.9	14.8
12:00	NNE	2.3	NE	4.2	17.6
14:00	SSW	3.0	S	4.1	21.2
16:00	SSE	3.3	SSE	4.4	19.4
17:00	SSE	10.6	S	12.9	16.9
18:00	SSE	11.3	SSE	14.1	16.9
19:00	SSE	11.6	SSE	13.5	16.9
20:00	SSE	10.2	SSE	12.4	16.8
21:00	SSE	12.1	SSE	15.0	16.6
22:00	SSE	12.4	SSE	16.0	16.9

	<p>(2) 海象</p> <p>① 潮流 本事故発生場所の西南西方約 1.4 M の由良瀬戸での潮流は、次のとおりであった。</p> <table border="1" data-bbox="604 295 1366 591"> <thead> <tr> <th>転流時刻 (時:分)</th> <th>最強時刻 (時:分)</th> <th>流速 (kn) + : 北流、- : 南流</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>03:51</td> <td>06:36</td> <td>+ 1.4</td> </tr> <tr> <td>09:34</td> <td>12:49</td> <td>- 2.9</td> </tr> <tr> <td>15:38</td> <td>19:18</td> <td>+ 2.9</td> </tr> <tr> <td>23:00</td> <td>01:35</td> <td>- 2.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 潮汐 本事故発生場所 (沖ノ島) の潮汐は、低潮時刻が 12 時 28 分で潮高が約 20 cm、高潮時刻が 18 時 52 分で潮高が約 156 cm であった。</p>	転流時刻 (時:分)	最強時刻 (時:分)	流速 (kn) + : 北流、- : 南流	03:51	06:36	+ 1.4	09:34	12:49	- 2.9	15:38	19:18	+ 2.9	23:00	01:35	- 2.4
転流時刻 (時:分)	最強時刻 (時:分)	流速 (kn) + : 北流、- : 南流														
03:51	06:36	+ 1.4														
09:34	12:49	- 2.9														
15:38	19:18	+ 2.9														
23:00	01:35	- 2.4														
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、本事故発生場所付近の航行経験は豊富であり、週 1 回の割合で釣りに出掛けていた。</p> <p>本船は、発見された時、右舷主機の船外ドライブユニットが脱落していたが、他船と衝突した痕跡は認められなかった。また、主機は、両舷機共に運転しており、操縦ハンドルは中立状態であった。さらに、航海灯及び室内灯は、いずれも点灯しておらず、釣り竿は左舷船縁<small>ふなべり</small>のロッドホルダーに立て掛けられていた。</p>															
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 不明 不明</p> <p>本船は、10 時ごろ～10 時 30 分ごろの間、由良瀬戸を北西進中の本船が急に針路を変えて南東進するのを釣り仲間の船長に目撃されたのち、21 時 58 分ごろ沖ノ島南島岸の岩場に乗り揚げているところを発見されたことから、目撃された時刻～21 時 58 分ごろの間において、船長が、急性虚血性心疾患を発症して操船できなくなったことから、沖ノ島南東岸の岩場に乗り揚げた可能性があると考えられる。</p> <p>船長の死因は、急性虚血性心疾患であった。</p>															
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、由良瀬戸を南東進していたのち、船長が急性虚血性心疾患を発症して操船できなくなったため、沖ノ島南東岸の岩場に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。</p>															